



工事公告のご案内

送付先：宮崎県管工事協同組合連合会
お名前：事務局長 黒木 様
電話番号：0985-29-6646
FAX番号：
電子メール：

送付元 熊本防衛支局 設備課 (設備課長 久保和光)



〒862-0901 熊本市東区東町1丁目1番11号
TEL 096-368-3609 (内線 650) FAX 096-368-2269
E-Mail ks-w-kubo@kyushu.rdb.mod.go.jp



送付枚数 (送付状含む) : 枚

件名：熊本防衛支局における工事公告についてお知らせ

日頃より当支局発注業務へのご理解とご協力を賜りありがとうございます。

この度、以下のとおり新田原基地における空調機更新等に係る工事の公告を行っています。

貴連合会様におかれましては会員様へのお知らせを行っていただきますようお願いいたします。

工事件名：新田原 (元) 空調機更新等工事

参加資格：「管 B」以上

受付期間：令和元年7月12日から令和元年7月25日まで

詳細につきましては、別紙「入札公告 (建設工事)」をご覧ください。
以上、よろしくお願いいたします。

入札手続等問い合わせ先
担当部局

〒862-0901 熊本市東区東町1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約審査係

TEL 096-368-2174 (内線360)

交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年7月12日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長 杉山 真人

1 工事概要

- (1) 工事名 新田原（元）空調機更新等工事
- (2) 工事場所 宮崎県児湯郡新富町
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事等を行うものである。
 - ・格納庫空調機更新に係る
 - 【機械】空気調和設備、撤去工事 一式
 - 【電気】幹線・動力設備、撤去工事 一式
 - ・訓練施設空調機更新に係る
 - 【機械】空気調和設備、撤去工事 一式
 - 【電気】幹線・動力設備、撤去工事 一式
 - ・局舎改修に係る
 - 【電気】動力設備 一式
 - (共通)
 - ・標準図等活用発注方式による詳細図等作成業務 一式
- (4) 工期 令和2年3月15日まで
- (5) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型）の試行対象工事である。また、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。
- (6) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては熊本防衛支局総務課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
- (7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づ

き更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「管工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記 3 の総合審査数値欄の点数及び等級）が「 B 」以上であること。

(5) 平成 16 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設又は改修建物の管工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 2 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成 16 年度以降入札公告日までに、完成・引渡し完了した鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設又は改修建物の管工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 熊本防衛支局が発注した「管工事」のうち、平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定合計の平均が 65 点以上であること。

(9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

(11) 宮崎県内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支

店又は営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

- ア 企業の施工能力、企業の信頼性・社会性
- イ その他（ペナルティ）
- ウ 施工体制

(2) 総合評価の方法

ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ 加算点 技術資料の内容に応じ、(1)ア、イの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に30点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする場合がある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が

標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

- (5) その他 受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、1工事最大10点減ずる。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約審査係

TEL 096-368-2174（内線361）

FAX 096-368-0512

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和元年7月12日から令和元年8月23日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 9形式以下)

図面類 : PDF (Acrobat 9形式以下)

数量表等 : Excel (Ver. 2010形式以下)

申請書類 : Word (Ver. 2010形式以下) 又は一太郎 (Ver. 2011形式以下)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshikiindex.htm)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和元年7月25日午後5時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和元年8月22日正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年8月26日午前9時30分

イ 場所 熊本防衛支局 会議室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行熊本支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 熊本防衛支局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有

資格者とは契約を行わない。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(10) 契約書作成の要否 要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記4(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

現場（図面）説明書

熊本防衛支局

工 事 件 名 : 新田原(元)空調機更新等工事

工 事 場 所 : 宮崎県児湯郡新富町

契約の条件

- 1 工事内容 図面及び仕様書のとおり
- 2 工 期 契約締結日の翌日から令和2年3月15日まで
- 3 支 払 前金払は、請負代金の 40%以内
なお、請負代価が300万円に満たない場合は前金払を行わない。
部分払は、工期中 2回以内

第2 特記事項

1 工期の厳守について

(1) 本工事の施工に当たって、関連する工事の工程は次のとおりであるので、業者相互の連絡調整等を密にし、工事が遅延することがないように努めること。

なお、本工事は、作業期間中の日曜日、土曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込んでいる。

工事名称	令和元年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
新田原（元）空調機更新等工事												

※共通費算定に用いる工期（T）は6.5ヶ月とする。

2 本工事の実施に必要な関係機関等との協議の際、施工方法等に条件が付された場合は、別途協議するものとする

3 本工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、以下の期間において工事現場への専任を要しないものとする。

(1) 本工事の契約締結日から現場施工するまでの期間

(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

4 本工事の実施に当たっては、次の公害対策及び安全対策を取るものとする。

(1) 本工事の施工に当たっては、低騒音型、低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。

(2) 本工事の施工に当たっては、ほこり等を防止するため、必要に応じて散水するものとする。

5 使用した道路の舗装等の補修が必要となった場合は、別途協議するものとする。

6 本工事で設置した足場は、本工事以外の工事業者も無償で使用するもので、他の業者の使用に支障のないよう常に維持管理を行うものとする。

7 本工事から発生する産業廃棄物は、受注者の負担と責任において、産業廃棄物処理場に運搬、処分するものとする。なお、処分に先だち、受け入れ条件等を確認し、監督官に報告するものとする。

8 既存施設の撤去により生じた発生材の処置については、特記仕様書によるものとする。

9 本工事の仮設に使用する電気、上水道等は、当該施設の管理者の承諾を得て、既存施設から分岐して使用することができる。ただし、使用手続き、経費及び使用料金（電気単価14.35円/kwh、水道単価150円/m³）は、受注者の負担とする。仮設物については、現状復旧を行うものとする。

また、下水道については汲み取り式を想定しており、受注者の負担とする。

なお、電力会社、水道局及び電話会社の施設より引き込む場合、所要の手続き、経費及び使用料金は、受注者の負担とし、原状復旧を行うものとする。

10 防衛施設への立ち入り、仮設物の設置等に当たっては、関係機関等の定める諸規則に従うものとする。なお、特別な条件等が付された場合は、別途協議するものとする。

11 本件工事の実施にあたっては、次の点に配慮するものとする。

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守

(2) 建設工事に係る法令の遵守

(3) 労働福祉の改善

(4) 建設業退職金共済制度の活用

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止

(6) 廃棄物の不法投棄の防止

12 特記仕様書に記載された事項のほか、関係法令に基づく工事に必要な届出書類の手続きは、受注者が行う。

ただし、消防法に基づく危険物の申請及び建築基準法に基づく建物等の評定申請はこの限りではない。